

平成28年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成28年12月19日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1. 欠席議員

1番 西尾 幸太郎

8番 小野 昌士

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教 育 長 山本 和博	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 大庭 孝久	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 長田 栄	五箇支所長 増原 和彦
保健課長 平田 芳春	都万支所長 春木 茂正
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋
定住対策課長 鳥井 登	

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 1人

1. 町長追加提出議案の題目

- 議 第 116号 隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
議 第 117号 隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議 第 118号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議 第 119号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議 第 120号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
議 第 121号 工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（建築主体）〕
議 第 122号 工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（機械設備）〕
同意第 1号 隠岐の島町副町長の選任同意について
同意第 2号 隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について
同意第 3号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（高宮陽一）

おはようございます。ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された、議第92号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第96号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」までの5議案及び議第101号「指定管理者の指定について〔西郷港埠頭立体駐車場〕」から議第115号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船（第八姫島）〕」までの15議案、計20議案に

ついて「総括質疑」方式により行います。

質疑は、現に議題となっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質問の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

通告しております「アスベスト」について詳細説明をお聞きしたのですが、分かりにくい。レベル1、2、3の説明がない。それから予算額の1,000万円に対して、何㎡あってその金額になるのか、なぜその辺を説明しないんですか。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

失礼いたしました。追加で資料をお配りしていましたが、初日にお配りしました、資料4-1、21ページにある図で説明したいと思います。

今回の調査の中でアスベストが発見されたということで説明させていただきましたが、資料を見ていただきますと、レベル1、レベル3のアスベストが確認されております。

まずレベル1のアスベストでございますが、平面図の下側の赤茶色の部分ですが、機械室の方になります。レベル1のアスベストが使われていたということです。このアスベストは機械室から煙突の方に抜けていく場所の所に断熱材のような形で煙突の中の中心に使われているということでございます。この数量につきましては、アスベストの量については約5㎡ということで使われています。

それから緑で着色している床面から周りの外壁等にはレベル3のアスベストが確認されておまして、これが約461㎡、ボリュームにいたしまして、約11㎡ほどのアスベストが使われていることを確認しております。アスベスト関係の費用ですが早急に見積もり等取りながら確認したところ、約ここで700、800万円近いアスベストの経費がかかるということで積算しております。

○6番（平田文夫）

積算というのは㎡でするんでしょ、レベル1のアスベストは5㎡と説明しているけど何㎡ですか。

○番外（建設課長 山崎 龍一）

煙突の中の内部にあり、吹き付けているアスベストでして、積算は m^3 で行っていますので m^2 の数量は持ち合わせておりません。

○6番（平田文夫）

積算は m^2 であるようになっているでしょ。協会が基準を出している。300 m^2 以下は2万円から8万5,000円、300 m^2 から1,000 m^2 は1万5,000円から4万5,000円、そして1,000 m^2 以上は1万円から3万円、これが基準、要するにこれは民間が出した資料だが国交省もこれに準じて同じものを出している。国交省の総合政策局建設業課、これはあくまでも m^2 で計算しなさいとなっているのに何であなた方は m^3 で計算するのですか。

○番外（建設課長 山崎龍一）

レベル1の m^2 数でございますが、アスベストの養生シート等の m^2 数はありますが、9.8 m^2 の範囲で使われております。アスベストの撤去としましては、 m^3 数で出ていますが、アスベストの養生、それから湿潤等々を行います m^2 数として9.8 m^2 ということで積算をされていますのでこの範囲でアスベストがあるものであります。

○6番（平田文夫）

この処理にあたっては、仮設、除去、廃棄物処理費すべてこの費用に含むとなっている。そういう新たなものは出てこないわけですよ。その m^2 にあたってこの経費は全てこの額に含まれるとされている、その辺のところをあなた方はどう積算しているのか。

○番外（建設課長 山崎龍一）

アスベストの除去の積算につきましては見積もりをいただき、一式ということでの積算とさせていただきます。

○6番（平田文夫）

見積もりが適正か適正でないかの判断を持ってないとだめでしょ。適切と判断するためには自らが基準をもって交渉するのではないですか。業者任せですか。

○番外（建設課長 山崎龍一）

あの、除去につきましては専門業者の方で行いますので、そこらいただいたということでございます。

○6番（平田文夫）

見積もりをもらってどういうチェックをするのですか。国交省がちゃんとレベル1からレベル3まで出しているわけですよ。手続きはどういう法に基づいて手続きしなければならないか、施工はどうしなければならないか、そういうことが全部ここに記載されている。では

あなた方は相手をまるごと信用して今回そういう積算をしたわけですか。ここにいろいろと法も書いてあるが、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、都道府県等条例・要綱、建設リサイクル法、こういう手続きを全部しなければならない。だったらそういうことを、あなた方は何をもって判断しているのですか。そういうことをちゃんと説明できるような対応をしてくださいよ。議会は行財政全般を質するのが職務です。だから対応できる調査をして、自らが判断できる資料を持っているのは当たり前の話じゃないですか。そこら辺のことをどう考えているのか聞きたい。

○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）

見積もりにつきましては、その内容等も一応チェックといたしますか、確認の方はさせていただいています。今回アスベストの除去ということで、除去に関しましては30万円の見積もりをいただいています。先ほど言いました、約9.8㎡ですが概ね単価3万円ということになります。今見積もりの方を複数いただくように揃えていますので概ね問題なくいけるのではないかと考えています。

○議長（ 高宮 陽一 ）

課長、何をもって確認したかということ聞いていますが。

○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）

すみません。この部分につきましては、今現在見積もりを確認しておりますし、議員仰せの関係省庁といたしますか、法規等も含めましてその作業の手順等々も確認しております。

○6番（ 平田 文夫 ）

では、そういう作業等をしていて何で補正で上がってくるのですか、おかしいでしょ。ちゃんとしたことを行ってから補正に上げて執行するという手続きが必要でしょ。分からないままに見積もりを取っているということになれば、自ずと、まだはっきりしたものではないということになるのではないですか。まだ先でもいいんじゃないの、現場の工期はいつですか。

○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）

工期は年度内ということで約3か月を予定しています。

○6番（ 平田 文夫 ）

レベル1の場合はちゃんと囲って飛散しないようにして外部で処理するようになっているでしょ。年度内でそういうことが納まるのか、手続きとして可能なのか。

○番外（ 建設課長 山崎 龍一 ）

レベル1の工事日数は、除去の準備から概ね除去して搬出までを約3週間予定しております。事前の各省庁への届け出が約2週間かかると言われておりますので、その間に、前室の準備等も進めていきますので、そういったことをしながら除去自体は3、4日で終わると聞いています。その後搬出等を進めていくということで3週間かかると思っております。

○6番（平田 文 夫）

あんまり言っても、やってないことをやれやれと言ってもつまらんけども、要するに説明をちゃんとすれば、そうしたら総括質疑なんか出てこないわけですから。新たな町長も決まってしっかりとした詳細説明をする、そういうことでやってください。いろんな資料もあるので、自らが検索をして、どこからでも出てくるので、今後取組みにあたってはやってください。法は法としてしっかり取組んでください。

これで終わります。

○議長（高 宮 陽 一）

最後に、10番：石田茂春 議員

○10番（石 田 茂 春）

議第96号の上水道事業の給水条例の一部を改正する条例について質問をします。

資料をいただきましたが、まず、現在の滞納金については、上水道で5,900万円、簡易水道で950万円、併せますと約7,000万円くらいの滞納金になります。本年の10月くらいはどのくらいになっているのでしょうか。

○番外（上下水道課長 田 中 秀 喜）

11月末までの数字で、今日は上水しか押さえておりませんが、上水での過年度分が5,700万円ほどございます。ちなみに27年度が5,980万円です。ただ、27年度末の上水の5,984万5,000円、これにつきましては、上水会計というのが3月の調定を起こしたものが調定額として上がってきますが、3月の請求分が4月に入ってきます。これについては過年度分ということで上がってきますので、実際は過年度徴収率がもう少し上がります。前年度の5,900万円に対してかなり下がっているなどというのは、そのあたりの数字の違いでございます。

○10番（石 田 茂 春）

よく分かりました。数字的に言いますと7,000万円近くの滞納金があって、本年の9月20日、審議会から改定の答申がありましたね。審議の過程で各委員から出された要望が三点あるんですが、しかし滞納金については触れられていないんです。審議会の中では値上げだけの話があって、滞納金についての話はなかったんですか。

○番外（上下水道課長 田中 秀喜）

7月4日、第1回目の審議会の開催の中で、委員の方から、「前段で料金値上げもいたしかたないが、滞納者の問題も出てくるのが懸念されるので不公平感のないよう考えていただきたい。」と、まず冒頭にありました。その後、私の方から議会からも滞納については厳正に対応してくれというような要望も出ているということを委員の皆様を紹介しました。

○10番（石田 茂春）

最初の会議の冒頭に話が出たということなのですが、これについて具体的に金額がこれくらいありますとか、次の質問の3番目の「徴収はどうしていくのか」というお話は具体的に一切出なかったということですね、審議会の中では。

○番外（上下水道課長 田中 秀喜）

滞納についても説明をしました。徴収方法についても停水措置をとりながらやっていますというご説明をさせていただきました。

○10番（石田 茂春）

それは一般論であって、そういった踏み込んだ話はなかったと理解していいですね。

○番外（上下水道課長 田中 秀喜）

町としてこういう方針でやっているということをご説明した後は、徴収に関する意見はございませんでした。

○10番（石田 茂春）

先ほど課長が言ったように、取れるところから取るのではなく、平等にしていきたいということなんです。それと、通告してなかったのですが、この資料を見ていて、6月に出した資料と今回出した資料は金額が若干違うと、どこかというところと1,097円、今回、上がったのが1,082円です。どこか違いがあったんですかね。

○番外（上下水道課長 田中 秀喜）

6月にお配りした資料は、「“一律20%上げます”ということ審議会にかけます。」ということで皆様にお配りいたしました。審議会の中で話をした過程で高齢者の一人暮らしが概ね8t、基本料金で収まっている人が多いので、そういったことでの配慮がほしいと委員から意見がありました。そこで基本料金については17%の値上げとし、従量料金について21%としようとして、総額では20%値上げしたのと同じ収入が得られるように調整させていただきました。

○10番（石田 茂春）

はい、よく分かりました。終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「総括質疑」を終わります。

次に、報告第2号「隠岐の島町土地開発公社の精算結了の報告について」質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声を確認）

以上で「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加提出議案の上程

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第116号「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」から同意第3号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの10件を一括して議題といたします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

ただ今議題となりました10件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長池田高世偉）

本日、追加提案をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議第116号から議第118号までの条例改正についてでございますが、いずれも人事院勧告並びに「地方公務員の育児休業用に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正であります。

議第116号の「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、介護のための超過勤務の免除が新設されたこと、議第117号の「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、介護休暇の分割取得が可能になったこと、及び介護時間が新設されたこと、議第118号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことにより、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

次に、議第119号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、人事院勧告に基づいた勤勉手当の支給月数、及び給料表の改定、扶養手当の見直しにより、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第120号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例」についてでございますが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交

付税法」の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が原則として平成 28 年 11 月 28 日から施行されることに伴い関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 121 号の「工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（建築主体）〕」についてであります。去る 12 月 12 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社吉崎工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 1,124 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 122 号の「工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（機械設備）〕」についてであります。去る 12 月 12 日、13 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社野村水道工業所が落札いたしましたので、同社と契約金額 5,940 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第 1 号の「隠岐の島町副町長の選任同意について」であります。本町の副町長が本年 8 月 1 日以降、不在となっておりますことから、大庭孝久氏を副町長に選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同意いただけましたら、来年 1 月 1 日に同氏を選任する予定といたしております。

次に、同意第 2 号の「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」であります。本町教育委員会教育長の山本和博氏が、来る 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、新たに村尾秀信氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 3 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意」についてであります。本町教育委員会委員のうち、武田浩志氏が、来る 12 月 31 日をもって任期満了となりますことから、新たに山下豊範氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、同条第 5 項の規定に基づく、保護者委員としての任命であります。

以上、10 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10 時 04 分）

（全員協議会開会宣告 10 時 04 分）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時15分）

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました、10件の議案について質疑を行います。

まず、議第116号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第117号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第118号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第119号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第120号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第121号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

次に、議第122号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

ここで、大庭総務課長の退室を求めます。

（大庭総務課長退室）

同意第1号について質疑はございますか。

6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

同意には異論はないですが、ただ環境整備をしなければならないようなことがあるのではないですか。奥さんが職員でしょ。ここら辺のことをどう考えているのですか。ということとは、職員間でやりにくい、そういうことが起こり得るような環境にあるわけです。遠慮したり言いにくかったり、そういうふうなことの整備はどうなっているのですか。

○番外（町長 池田高世偉）

ご質問の件ですが、まず第一点、個々の権利というものがあるというふうに考えています。今のご指摘に関しましては、職員間の感情、あるいは環境面のご指摘です。受け止めはしておりますが今後の人事等、全く影響しておりませんし、職員にも理解していただけたらと思っております。

○6番（平田文夫）

これ以上、言うこともないし、個人の問題にふれることもないが、将来的にそういうことは考えるべきだと。これは本人の問題で町長が辞めさせるとか、辞めさせるべきだとかはできないわけだが、やはりいろんな面で障害が起きたらいけない、本人から申し出があるべきだと私は思う。今回のことに関してこれ以上は言いませんが、腹案として何か考えてください。

○議長（高宮陽一）

他にありませんか。

（「なし」の声を確認）

では、次に、同意第2号について、質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

同意第2号について質疑はございますか。

（「なし」の声を確認）

同意第3号について質疑はありますか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「質疑」を終ります。

大庭総務課長の入室を許可します。

（大庭総務課長入室）

日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第92号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第3号）」から議第96号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」までの5議案及び議第101号「指定管理者の指定について〔西郷港埠頭立体駐車場〕」から議第115号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町鮮魚運搬船（第八姫島）〕」までの15議案並びに本日提出されました、議第116号「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」から議第122号「工事請負契約の締結について〔屋内温水プール大規模

改修工事（機械設備）」までの7議案、計27件をお手元の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案27件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

12月20日、21日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、12月22日に開催します。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 10時26分 ）

以 下 余 白